

株式会社リノベーション

人材紹介料の返金

入社に至った候補者が就労を開始した後、候補者に起因する事由により退職または解雇となった場合（能力不足・疾病等に起因して退職または解雇となった場合及び自己都合により退職した場合を含む）には、株式会社リノベーションは入社先企業が採用した本人の退職日の属する月の翌月末までに下記により算定された返戻金を支払う。

* 入社後

1ヶ月未満にて退職	80%
-----------	-----

3ヶ月未満にて退職	50%
-----------	-----

6ヶ月未満にて退職	10%
-----------	-----

以上